



発行
東京都

丁目及び東尾久五丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

告示

目次

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…四

公示

公示

● 東京都告示第千三十三号

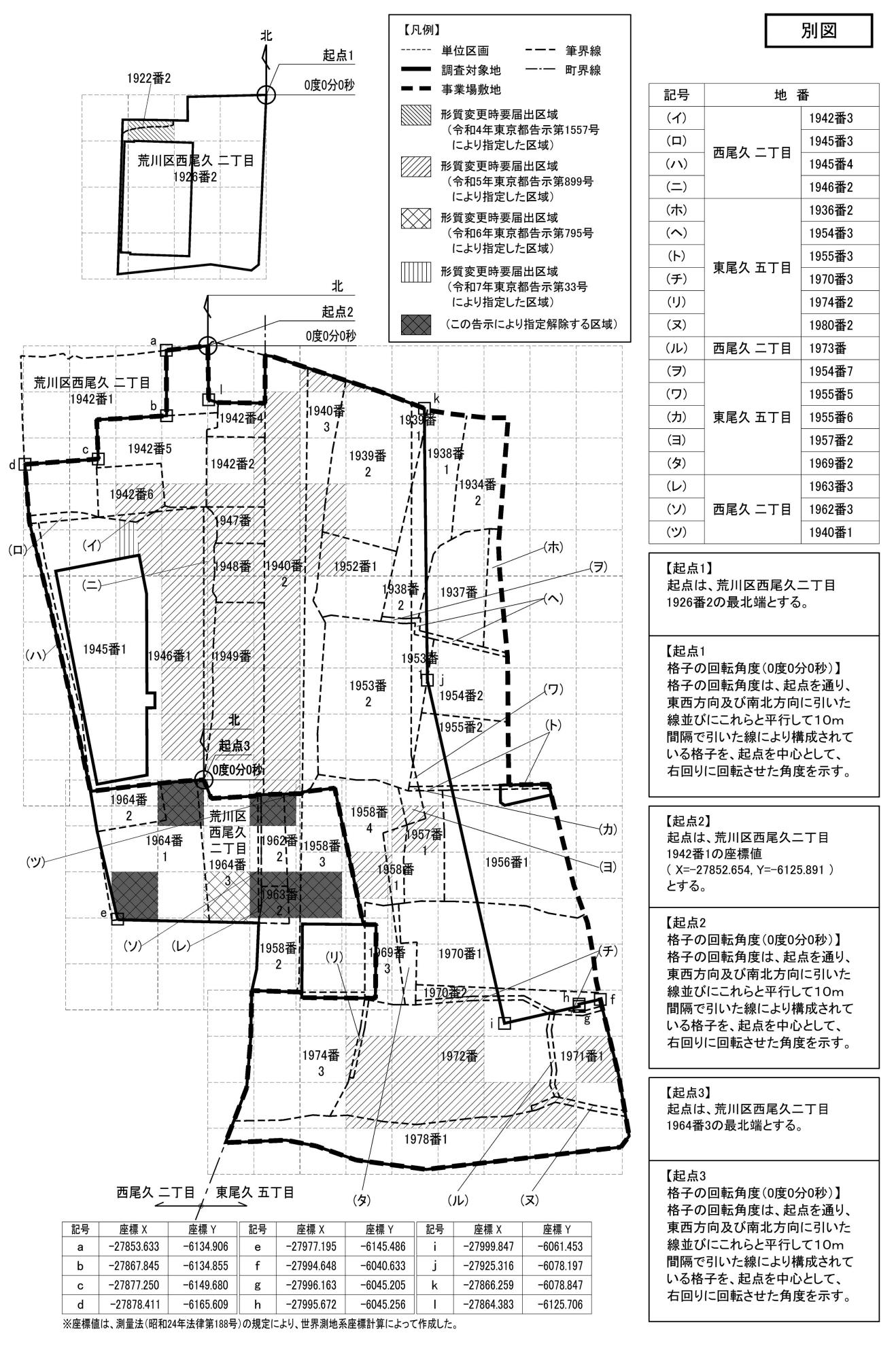
- | | |
|----------------------------|---|
| 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條 | … |
| 第二項の規定により、令和六年東京都告示第七百九十五号 | … |
| により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第 | … |
| 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次 | … |
| のとおり告示する。 | … |

令和七年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区西尾久二

別図



● 東京都告示第千三百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百六十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月六日

東京都知事 小池百合子

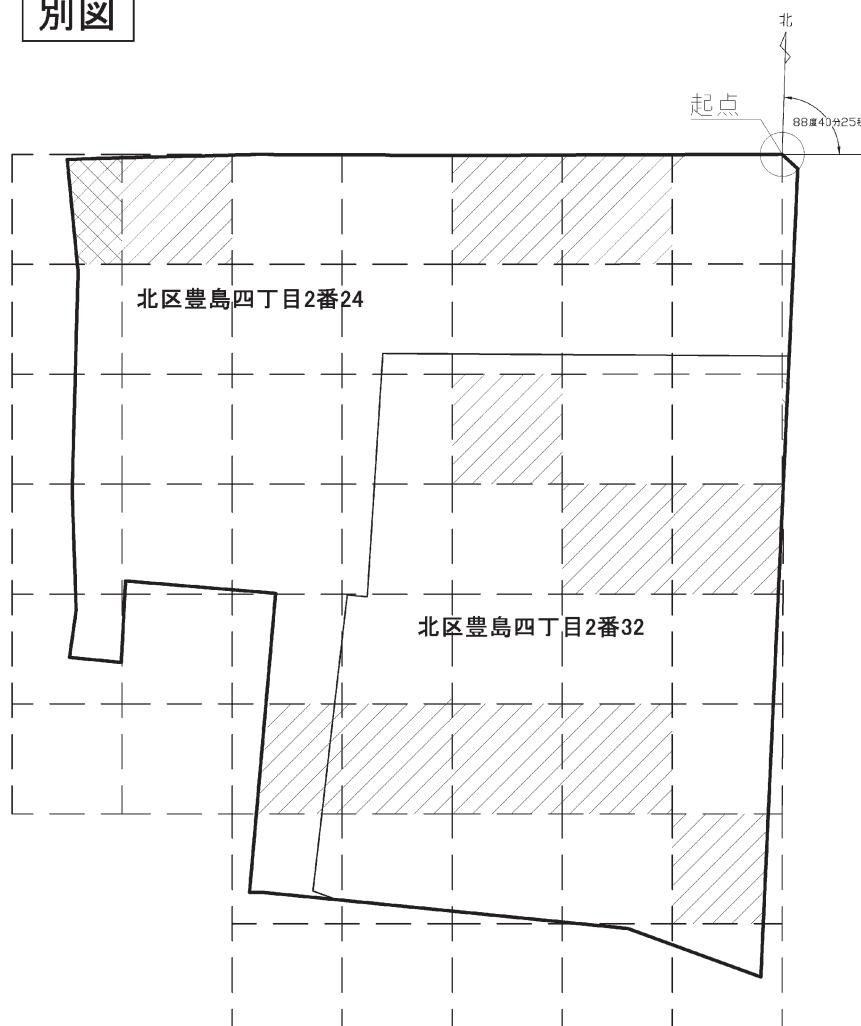
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区豊島四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類セレン及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画線
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1056号
により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、北区豊島四丁目2番24の最北端とする。

【格子の回転角度(88度40分25秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎ 東京都告示第三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和七年東京都告示第六百二十二号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和七年十一月六日

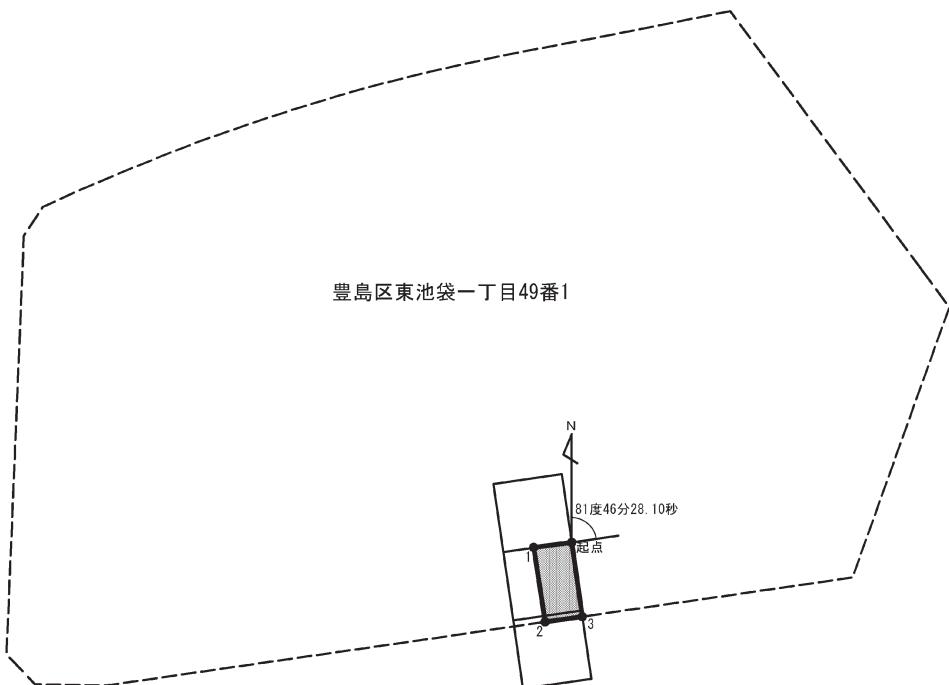
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区東池袋一
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】	
——	単位区画
- - -	筆境界
——	調査対象地
■	指定を解除する区域

【起点】	
起点は、座標 (X=-29560.689, Y=-10639.716) とする。	

【格子の回転角度 (81度46分28.10秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、起点を中心として、右回
りに回転させた角度を示す。

【座標データ】

地点名	X座標	Y座標
起点	-29560.689	-10639.716
1	-29561.425	-10645.193
2	-29572.222	-10643.529
3	-29571.446	-10638.161

※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）
の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について
十六号 第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）府中朝日町商業施設計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和七年十一月六日

東京都知事 小池百合子

一日時

令和七年十二月十五日（月曜日）午後二時開始

二場所

紅葉丘文化センター
府中市紅葉丘二丁目一番地

三公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことと記載した公述申出書を令和七年十一月二十日（木曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は申出フォーム（電子申請サービス）により提出すること。

(一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。
都民の意見を聴く会に関する問合せ先
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三（五三八八）三四四一（直通）

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で
リサイクルして作成されました。